

日銀業第720号

2020年8月19日

日銀ネット利用先  
当座預金取引先  
準備預り金取引先  
国債振替決済制度参加者  
国債振替決済制度間接参加者  
代理店引受金融機関本部 御中  
歳入代理店引受金融機関本部  
委託国庫送金依頼先金融機関本部  
国庫金当座振込事務取扱金融機関本部  
国債代理店引受金融機関本部  
国債元利金支払取扱店引受金融機関等本部

日本銀行

「日本銀行ホームページを利用した規則規定等の改正等情報の  
通知等に関する規則」の一部改正に関する件

「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」の改正に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2020年9月2日から実施することとしましたので、通知します。

以上

## 別紙

「日本銀行ホームページを利用した規則規定等の改正等情報の通知等に関する規則」中一部改正

- 別紙の（５４）中、「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」を「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分等に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」に改める。